（別紙５）

確　認　書

年　　月　　日

　　　　　殿

申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

法人にあっては、その

名称及び代表者の氏名

　普通財産の貸付申請にあたり、貸付けの承認を受けた場合は、次の貸付承認条件に掲げる事項を遵守します。

記

１　あらかじめ承認を得ないで他の用に使用し、又は原形を変更しないこと。

２　他の者に使用させ、又は担保に供しないこと。

３　公用又は公共用に供するために必要が生じたときは、異議なく貸付物件を返還すること。

４　借受者は、貸付物件について支出した有益費、必要費その他の費用を請求することができないこと。

５　貸付料は、納期限までに納入すること。

６　貸付物件に係る管理諸経費は、別途通知する額を納期限までに納入すること。

７　貸付料又は管理諸経費を納期限までに納入しないときは、納期限の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率で、県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例（平成22年香川県条例第２号）の規定に基づき計算した延滞金を納入すること。

注）貸付承認の条件を加える場合は、適宜、条件の修正を行うこと。なお、該当しない項目があっても原則として削除はしない。

（留意事項）

あて名、申請年月日及び申請者住所・氏名欄には、公有財産貸付申請書の記入内容と同じ内容を記入してください。不明な場合は、財産を管理している部署にお問合せください。